

# 労働災害防止対策の徹底について（要請）

千葉労働基準監督署管内における労働災害は、令和7年に入ってから死亡災害に歯止めがかからず、6月27日現在で既に5人もの尊い命が労働現場で失われており、極めて深刻な状況となっています。これら労働災害の多くは、リスクアセスメントの未実施または不適切な実施、安全な作業手順の不遵守、さらには危険感受性の鈍磨が原因となっています。

このような状況を踏まえ、企業のトップによる主導的な安全衛生活動の推進を最優先事項として、以下の取り組みを緊急に実施していただくよう強く要請いたします。

## 1. 企業トップによる安全衛生管理の主導的実践

安全衛生は経営の最重要課題であることを明確に位置付け、トップ自らが現場に足を運び、リスクの把握と対策の実行を主導すること

## 2. リスクアセスメントの徹底実施

すべての作業に対して危険性・有害性を評価し、適切なリスク低減措置を講じること、また形式的な実施にとどまらず、実効性のある運用を行うこと

## 3. 安全な作業手順の策定と周知及びその遵守の徹底

作業手順を整備し、全ての労働者が理解・遵守できるよう、教育・訓練を徹底すること

## 4. 危険感受性の向上のための取り組み

日常的な作業に慣れることで危険に対する感覚が鈍くなる「慣れによる油断」や、経験不足からくる危険認識の欠如を防ぐため、定期的なヒヤリ・ハット事例の共有や、安全意識を高める教育を実施すること

## 5. 多様な働き手への安全配慮の強化

高齢者、外国人労働者、派遣・パートタイム労働者、個人事業主等労働者以外の作業者に対しても、言語・文化・経験等を考慮した安全教育を行い、災害防止に努めること

労働災害はかけがえのない命を奪い、企業の社会的責任を問われる重大な問題です。今こそ、企業のトップが先頭に立ち、全社一丸となって「災害ゼロ」の職場づくりに取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

令和7年6月30日

千葉労働基準監督署長

## 令和6年死亡災害発生状況(確定)

No.	発生日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	災害の概要
1	2/24	はさまれ・巻き込まれ	食品加工用機械	食料品製造業	女	61	食品製造ラインの機械の出口部分とベルトコンベヤーの間に、加工品が落下したため、その加工品を取り除こうと被災者が機械の出口部分に腕を伸ばしたところ、機械が稼働して腕から上半身を巻き込まれた。
2	2/25	激突され	移動式クレーン	港湾海岸工事業	男	66	浮きクレーンを係留するため、スパッド（海底に突き刺して船を固定するための杭）を当該クレーンで吊り上げ、スパッドの固定用ピンを引き抜こうとしたところ、当該固定用ピンが被災者に激突した。
3	5/26	高温・低温の物との接触	圧力容器	機械器具設置工事業	男	61	化学プラントの配管継手を開放してガスケットを交換する作業中、供給側配管の開口からプラントの昇温に使用していた200℃の軽油が噴出したことにより、周囲で作業していた6名が負傷し、内1名が火傷により死亡した。
4	6/22	はさまれ・巻き込まれ	ローダー	窯業土石製品製造業	男	66	勾配のある傾斜面において、被災者がショベルローダーを用いて粉体をホッパーに投入作業を行っていたところ、被災者が運転席から離席又は落下し、その際にショベルローダーのサイドブレーキが引かれておらず、走行モードが前進から中立へ自動で切り替わったため、ショベルローダーが傾斜面を滑り落ち、被災者が轢かれた。
5	7/29	崩壊・倒壊	その他の材料	窯業土石製品製造業	男	55	集じん機の不具合解消のため、集じん機内において付着した粉体のかき落とし作業を行っていたところ、大量の粉体が崩れ落ち、3人の労働者が粉体に埋もれ、内1人が死亡、2人が火傷を負ったもの。粉体は表面が50℃、内部が80℃程度であった。また、被災者の救助活動中に別の労働者1人が火傷を負った。
6	9/13	爆発	引火性の物	機械器具設置工事業	男	50	食用油タンクの床板改修工事において、被災者が床板となる鋼板を溶接しようとしたところ、タンク内で爆発が発生し、その衝撃により死亡したもの。溶接作業の直前、危険物（引火性のもの）を含む洗浄剤を用いて、溶接に至るまでの過程で表面に食用油が付着した鋼板を洗浄していた。
7	9/19	激突	乾燥設備	クリーニング業	男	40	乾燥機で乾燥させたリネン類を乾燥機外に取り出す作業をしていた被災者が、乾燥機の取出口前で火傷した状態で発見された。乾燥機は自動運転で扉が閉まり、運転する設定になっていた。
参考	7/27	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	警備業	男	77	工事現場の交通誘導の業務を行っていた被災者が、翌日に自宅で体調不良を訴え、病院に救急搬送され、熱中症と診断され入院加療を受けていたが、入院から38日後に死亡した。

## 令和7年死亡災害発生状況(令和7年6月27日現在)

No.	発生日	事故の型	起因物	業種	性別	年齢	災害の概要
1	1/9	崩壊・倒壊	建築物・構築物	その他の建築工事業	男	73	11階建SRC造建物を解体中、中三階床に解体した廃材を置き、三階梁を切断していたところ、中三階床が崩落、崩落箇所の二階床は解体済みであったため、一階のダンプトラック荷台で仕分け作業を行っていた解体工2名と運転席にいた運転手1名が下敷きになった。
2	3/8	交通事故	トラック	一般貨物自動車運送業	男	48	商品を配送するため、4トントラックを運転し、高速道路（片側2車線）の追い越し車線を時速90キロ程度で走行していたところ、前方を走行していたダンプトラックに追突し、死亡した。
3	5/20	墜落・転落	開口部	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	男	29	SRC造地上7階地下3階建て建物の建設工事において、被災者が屋上のデッキプレートの敷込み作業を行っていたところ、デッキプレートがまだ敷かれていない開口箇所から、高さ約27mの吹き抜け構造となっている3階床に墜落した。また、3階で作業を行っていた労働者1名が被災者に激突され負傷した。
4	6/17	おぼれ	その他乗り物（船舶）	港湾運送業	男	44	はしけ（エンジン搭載のない、タグボートによりけん引又は推進されて航行する船舶）が係留されている湾内の岸壁付近の海中で、死亡しているのが発見された。被災者は、単独ではしけの運行業務に従事しており、荷上げのための待機中に何らかの原因で海中に転落したものと考えられる（調査中）。被災者はライフジャケットを着用していなかった。
5	6/21	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	清掃・と畜業	男	55	屋外において鉄道車両の清掃作業に1時間従事した後の休憩中に、被災者が体調不良を訴えたため、水分摂取の上、車内で横臥させていたが、約1時間後、意識喪失し、病院に救急搬送され入院加療していたが、5日後に死亡した（調査中）。